

固定資産税・都市計画税納税通知書の公示送達について

地方税法第20条の2、市税条例第18条の規定に基づき次の者に対する令和4年度固定資産税・都市計画税の納税通知書を、居所不明等により公示送達する。
なお、納税通知書は砂川市長が保管し、いつでも下記の者に交付する。

令和4年 5月23日

砂川市長 善岡雅文

記

住所	納税義務者
砂川市吉野30番地	大渡 和雄